

初任給調整手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第51号

初任給調整手当規則の一部を改正する規則

初任給調整手当規則（昭和37年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項及び第 4 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に改める。

附則別表を次のように改める。

附則別表

期 間	金 額
1 年 未 満	252,400 円
1 年以上 2 年未満	252,400
2 年以上 3 年未満	252,400
3 年以上 4 年未満	252,400
4 年以上 5 年未満	252,400
5 年以上 6 年未満	252,400
6 年以上 7 年未満	252,400
7 年以上 8 年未満	252,400
8 年以上 9 年未満	252,400
9 年以上 10 年未満	252,400
10 年以上 11 年未満	252,400
11 年以上 12 年未満	252,400
12 年以上 13 年未満	252,400
13 年以上 14 年未満	252,400
14 年以上 15 年未満	252,400
15 年以上 16 年未満	252,400
16 年以上 17 年未満	249,800
17 年以上 18 年未満	247,200
18 年以上 19 年未満	244,600
19 年以上 20 年未満	242,000
20 年以上 21 年未満	239,400
21 年以上 22 年未満	228,700
22 年以上 23 年未満	217,200
23 年以上 24 年未満	205,700
24 年以上 25 年未満	194,200
25 年以上 26 年未満	182,700
26 年以上 27 年未満	168,700
27 年以上 28 年未満	154,700
28 年以上 29 年未満	140,700
29 年以上 30 年未満	126,400
30 年以上 31 年未満	111,900
31 年以上 32 年未満	97,400
32 年以上 33 年未満	82,200
33 年以上 34 年未満	64,200
34 年以上 35 年未満	46,200

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。